2026 年 10 月 30 日
学校法人松山大学

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れ表明について

学校法人松山大学（以下、「本法人」とする。）は、「アセットオーナー・プリンシプル」（2024 年 8 月 28 日 内閣官房 策定）の主旨に賛同し、その受入れを表明します。

原則１　アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。
本法人は、本法人の教育研究活動にかかわるすべてのステークホルダーを受益者であると位置づけ、教育研究活動の永続的な発展、及び持続的に安定した経営環境の維持のために、資金運用を行います。 資金運用の意思決定、運用方針等は、「資金の運用に関する取扱規程」（以下、「取扱規程」とする。）に基づく「資金運用ガイドライン」に定め、その時々における経済・金融環境等を踏まえ、毎年度見直しを行います。 資金の運用は、資金保全の観点から元本確保、分散投資を原則とし、債券は、特定資産の範囲内において償還された時期に新たに購入し、10 年物国債の運用利回りを上回ることを目標とします。外部委託運用は目標リスクの範囲内で実現可能な目標リターンを策定します。 運用資金は短期運用と長期運用に区分し、原則、長期保有を重視します。
原則２　受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則１の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。
本法人は、「取扱規程」及び「学校法人松山大学資金運用・管理委員会規程」によって体制を整備し、責任者の権限を明確化します。 資金運用に関する総括責任者を理事長、運用責任者を財務担当理事、出納及び保管事務に関する責任者を財務部長とし、資金運用・管理委員会には財務部経理課長のほか、理事長が特に必要と認めた者も委員とすることで、資金運用の知見を有する裾野を拡げ、適切な人材の確保に努めます。 資金運用を担当する者は、証券会社が主催しているセミナー等に参加し、資金運用や経済・金融環境等に関する知見の補充・充実を行います。
原則３　アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。
本法人は、元本確保を原則とし、自家運用にあたっては国内株式国内の債券を中心に分散投資を行っており、外部委託運用にあたっては委託先機関の体制や運用実績等を十分に精査して選定します。債券等の月末時価・格付情報は毎月末、財務部長から財務担当理事を経由して理事長に報告し、モニタリングします。運用委託先については、四半期報告等をもとに定期的に評価し、必要に応じて見直します。
原則４　アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

本法人は、財務状況全般について「事業報告書」内に取りまとめ、公式 Web サイト上に公開します。
原則５　アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。
本法人は、自家運用において国内の債券を中心に分散投資を行っています。株式を保有する企業に対しては、企業価値の向上やその持続的成長の促進に努めます。